

自転車等放置禁止区域に置かれた自転車等は 1月1日から即日撤去します

問合せ先 協働推進課防災安全係 ☎72-2111内線253

西鉄小郡駅前周辺の道路や歩道、駅前広場(右地図の ■ 内)を平成26年7月1日から「自転車等放置禁止区域」に指定しています。

この区域内に放置された自転車と原動機付自転車(以下「自転車等」)を、平成27年1月1日から即日撤去します。

自転車等の 撤去から保管まで

放置自転車の指導・警告

放置禁止区域内では、駐輪指導員による指導や放置自転車等への警告札の取り付けを行います。

自転車等の撤去・保管

それでも放置されている自転車等は、放置禁止区域から撤去し、自転車等保管所に保管します。

返還通知書の送付

撤去した自転車等の所有者に返還通知書を送付します。
※所有者が判明した場合のみ

自転車等の返還

協働推進課へ連絡し、自転車等保管所まで、引き取りに来てください。

なお、返還の際は、次のものが必要です。

- ①返還通知書(所有者が判明した場合のみ送付)
- ②本人確認書類(運転免許証、健康保険証など氏名・住所の記載があるもの)
- ③印鑑(認印で可)
- ④引き取る自転車等の鍵
- ⑤撤去・保管料

自転車	1,080円
原動機付自転車	1,620円



※撤去の際は必要に応じてチェーン錠などを切断しますが、この措置に対する補償は行いません。
また、撤去後6か月が経過した自転車等は処分します。

放置自転車等は、歩行者の安全な通行や緊急車両の進入の妨げとなります。高架下駐輪場をご利用ください。
皆様のご協力をお願いします。

